

寄せられたご意見と回答(令和6年6月受付分)

令和6年6月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 公園の木々伐採について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 石川町2丁目児童公園の木々の剪定作業について、せっかく青々と緑が繁り、木陰も出来て素敵な公園になったのに、ことごとく伐採して残念。欧州のように専門家を入れたメンテナンスや緑化計画を行って欲しい。</p> <p>■ 区では、公園の大きな樹木については、概ね3年程度のサイクルで順次剪定を行っており、常緑樹については、概ね5～6月が適期となる。</p> <p>今回の剪定を行ったクスノキ2本は、非常に生長が早く、植栽箇所も民地際にあること、樹高もかなり高くなってきたことから、枝折れや倒木回避のために高さを抑えつつ、枝葉の吹かし直し（一度枝葉を大きく切って、枝を出し直し、樹形を整えること）をするよう剪定を行った。</p> <p>仮に、軽い剪定のみとした場合、クスノキの生長の早さから、早々に民地への越境が発生し、民地内への枝葉落下、また台風等の強風にあおられ易くなり大枝が折れる、倒木に繋がる等の可能性がある。</p> <p>現状、強めに切ったような印象かとは思いますが、クスノキはすぐに新しい枝葉が伸びてくるので、少し経つと緑が広がってくる。</p> <p>なお、公園であそぶ子どもたちの頭上には別の樹木の枝葉が広がっており、今回そちらの剪定予定はないのでご安心いただきたい。</p> <p>今後も利用者やご近隣の安心・安全を最優先としつつ、公園のみどりの保全と適正な維持管理を行っていく。</p>	地域基盤整備第三課 公園管理担当 電話 03-3726-4320

2 終活支援(終活支援課)を新たに作ってほしい

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 独居老人の孤独死の問題、死後に引き取り手がなくそのまま火葬にされてしまうという問題をなくすためにも、終活に関する情報を登録することによって、老人本人も安心でき、行政側もスムーズに確認が行える仕組みで無駄な労力を省くことができる。これからますます大田区も独居老人が増えこのような問題が起きると思われるので取り入れてほしい。</p>	福祉管理課 調整担当 電話 03-5744-1244

<p>■ 老いじたく事業について案内する。</p> <p>令和2年度から区と大田区社会福祉協議会で連携して、老いじたく事業に取り組んでおり、身の回りの整理や住まいのこと、亡くなった後のことなど、ご自身の将来に関する思いを整理することで、今後の人生を健やかに安心していきいきと暮らせるように準備していただくことを目的にしている。</p> <p>大田区社会福祉協議会おた成年後見センターでは、常時お電話でご相談を受付しているほか、老いじたく相談会として、原則毎週水曜日に、司法書士とおた成年後見センターの職員が無料でご相談を受け付けている。こちらは、予約制となる。</p> <p>(連絡先)</p> <p>大田区社会福祉協議会 おた成年後見センター 電話 03-3736-2022 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで 住所：大田区西蒲田 7-49-2</p> <p>また、老いじたくに関するパンフレットを、区役所本庁舎のほか、特別出張所や地域包括支援センター等で配布している。</p> <p>区ホームページでも公開しているので、以下 URL をぜひいちどご覧いただきたい。</p> <p>https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/ojitaku.html</p> <p>※令和6年7月22日から、老いじたく情報登録事業を開始した。 この事業は、他自治体を参考に検討してきたもので、老いじたくに関する情報（エンディングノートや遺言書の保管場所など）を区に登録し、病気や死亡などにより意思表示ができなくなったときに、本人の意思を伝えられるように、必要な機関に情報提供を行う。</p>	
--	--

3 近所の騒音について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 某工場は、日曜日でも早朝から機械音が大きく、100m 離れても聞こえる。近隣の住民にとって騒音であるだろうから、行政で指導出来るようなら指導をお願いしたい。</p> <p>■ 当課にて現地確認を行い、ご指摘いただいた工場の工場長に近隣にお住まいの方から騒音に対するご相談を受けた旨をお伝えした。</p> <p>続いて、作業時間についての聞き取りを行ったところ、早朝から作業を開始していることを確認した。また、業務時間の変更は難しいとのことから、扉を閉めて作業を行う等の工夫をし、近隣に配慮した作業に努めるよう伝えた。</p> <p>なお、工場の作業に関して、区から対象者へ作業時間や騒音防止の方法等を</p>	<p>環境対策課 環境調査指導担当 電話 03-5744-1369</p>

強制することや、作業を制止させることは出来かねるが、区としても現場確認を継続する。	
---	--